

令和5年度(2023年度)日高振興局地域づくり総合交付金(地域づくり推進事業)

優先採択方針

1 優先して採択する事業

(1) 地域創生に向けて取り組む事業(ハード事業、ソフト事業共通)

北海道創生総合戦略における地域戦略(日高地域)の推進のため、次の主な施策の推進に資する事業を支援する。

＜地域戦略(日高地域)に掲げる主な施策＞

- ・ 「ひだか」製品のブランド力向上と消費拡大
- ・ 「ひだか」の産業を支える人材確保・育成
- ・ 「ひだか」の魅力発信と観光の振興

(2) 地域重点的プロジェクト推進事業(ハード事業、ソフト事業共通)

道央広域連携地域政策展開方針における日高地域の地域重点政策ユニットの推進のため、次のプロジェクトの推進に資する事業を支援する。

＜道央広域連携地域政策展開方針に掲げる日高地域の地域重点ユニットのプロジェクト＞

- ・ 「ひだか」地域を支える農林水産業振興プロジェクト
- ・ 地域特性を活かした「ひだか」観光展開プロジェクト
- ・ 誰もが住み続けたいと思える「ひだか」地域づくりプロジェクト

(3) 地域政策コラボ事業(ハード事業、ソフト事業共通)

地域政策推進事業と連携して実施することで事業効果が高まる市町村事業(ハード系事業・ソフト系事業)に対して支援する。

(4) 広域的に連携する事業(ハード事業、ソフト事業共通)

人々のニーズが多様化し、高度化している現在、個々のまちやむらで地域のすべてのニーズを満たすことは難しく、高度な機能の整備や質の高いサービスの提供、効果的な施設の整備、産業の振興など地域活性化への取組についても、これまで以上に地域間の連携、機能分担が求められることから、市町村等の枠組みを超えた広域的な取組を支援していく。

＜優先採択事業＞

○ハード事業

- ・ 広域的に連携する事業(施設の共同設置等複数の市町村が共同で実施する事業)
- ・ 広域的な波及効果が見込まれる地域の基幹となる施設の整備事業

○ソフト事業

- ・ 複数の市町村が共同で実施する事業や振興局の区域を越えて実施する事業
- ・ 広域的な波及効果がある事業

(5) 地域の防災力を強化する事業(ハード事業、ソフト事業共通)

自然災害に備え、地域の防災力や減災力の強化に取り組む事業を支援していく。

(6) 大規模災害からの復興計画に基づく事業(ハード事業、ソフト事業共通)

大規模な災害に伴って策定された復興計画に位置付けられた事業を支援していく。

(7) 緊急性の高い事業(ハード事業、ソフト事業共通)

緊急に整備又は取り組む必要がある事業を支援していく。

(8) 先駆性のある事業(ハード事業、ソフト事業共通)

先進的な事業、新しい発想・新たな工夫が採り入れられている事業を支援していく。

(9) 優位性のある事業（ハード事業、ソフト事業共通）

地域の特色ある資源や優位性が活かされている事業を支援していく。

(10) 発展性（継続性）のある事業（ハード事業、ソフト事業共通）

支援終了後の事業の継続的な実施や発展性、継続的な効果が見込まれている事業を支援していく。

(11) 地域政策推進事業等と連携して実施する事業（ソフト事業）

相乗的な施策効果が上がるよう、振興局が行う地域政策推進事業や雇用創出地域展開事業と連携して実施する事業を支援していく。

(12) 多様な主体の連携を促進する事業（ソフト事業）

地域が重点的に進めるプロジェクトの着実な推進にあたり、多様な主体が一体となり、それぞれの地域の実情に応じた取組を積極的に支援していく。

<優先採択事業>

- ・ 振興局長が適当と認める者が実施する事業において、市町村が関与（財政支援・人的支援等）をしている事業

(13) 「持続可能な開発目標（SDGs）」の推進に取り組む事業（ソフト事業）

北海道SDGs推進ビジョンに基づき実施する事業を支援していく。

2 採択の優先度が低い事業

○ハード事業

(1) 交付税措置のある地方債を利用することができる事業

他の支援制度の活用を徹底を図る観点から、より効果的な支援を行うため、「元利償還金に対する地方交付税措置のある地方債を利用できる事業」を採択の優先度が低い事業として取り扱う。

(2) 振興局管内における公共施設の整備水準が高い施設の整備事業

当交付金が地域課題の解決や地域活性化を目的としていることを踏まえ、「振興局管内における公共施設の整備水準が高い施設の整備事業」を採択の優先度が低い事業として取り扱う。

＜採択の優先度が低い事業の例＞

- ・温泉保養施設整備事業
- ・パークゴルフ場等整備事業

(3) 同じ市町村に既に同様の施設があつて、二つ目以上となる場合の施設整備事業

当交付金が地域課題の解決や地域活性化を目的としていることを踏まえ、「同じ市町村に既に同様の施設があつて、二つ目以上となる場合の施設整備事業」を採択の優先度が低い事業として取り扱う。

＜採択の優先度が低い事業の例＞

- ・公民館、コミュニティセンター、美術館等整備事業
- ・体育施設等整備事業
- ・保育所等整備事業

(4) 市町村の一部区域の住民だけを対象とする施設の整備事業

地域住民への波及効果が高い事業への支援を促進するため、「市町村の一部区域の住民だけを対象とする施設の整備事業」を採択の優先度が低い事業として取り扱う。

＜採択の優先度が低い事業の例＞

- ・地区集会施設整備事業
- ・地区公園等整備事業

(5) 地域振興上の効果が低い事業

当交付金の趣旨を踏まえ、次の事業を採択の優先度が低い事業として取り扱う。

＜採択の優先度が低い事業の例＞

- ・火葬場・葬祭場整備事業
- ・墓地等整備事業
- ・公益性の低い事業（受益者がごく限られた地域又は組織となっている事業）
- ・過去の支援などにより、既に一定の効果が得られていると判断される事業

○ソフト事業

(1) 先駆性の低い事業

地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、「先駆性の低い事業」を採択の優先度が低い事業として取り扱う。

＜採択の優先度が低い事業の例＞

- ・過去に採択された事業（他の総合振興局・振興局で採択された事業を含む。）と同様の内容が大半を占める事業（3年を限度とする継続採択事業は除く。）
- ・長年にわたって同じ内容で実施されている事業

(2) 事業主体の直接的関与が低い事業

事業主体による創意と主体性に基づく取組の促進を図るため、「事業主体の直接的関与が低い事業」

を採択の優先度が低い事業として取り扱う。

＜採択の優先度が低い事業の例＞

事業内容の大半を委託する事業（ただし、広報宣伝事業、情報システム及びインターネットに供するデータ作成事業等の事業主体の直接的関与が高い事業を除く。）

(3) 地域振興上の効果が低い事業

当交付金の趣旨を踏まえ、次の事業を採択の優先度が低い事業として取り扱う。

＜採択の優先度が低い事業の例＞

- ・参加者の大半が団体構成員で占められる事業
- ・団体構成員や参加者の旅費が事業費の大半を占める事業
- ・主に鑑賞を目的とし、観客から入場料を徴収する事業
- ・公益性の低い事業（受益者がごく限られた地域又は組織となっている事業）